

議案第71号

東郷町準用河川占用料条例の一部改正について

東郷町準用河川占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、愛知県流水占用料等徴収条例の一部改正及び東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、占用料の額を見直す必要があるからである。

## 東郷町準用河川占用料条例の一部を改正する条例

東郷町準用河川占用料条例（平成12年東郷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用等の種類	単位	占用料 (単位 円)
流水の占用 場合	鉱工業の用に供する 年につき	4, 147, 000
	その他の場合	137, 000
柱類及び塔 類を設置し て占用する 場合	第1種電柱	1本1年につき
	第2種電柱	1本1年につき
	第3種電柱	1本1年につき
	第1種電話柱	1本1年につき
	第2種電話柱	1本1年につき
	第3種電話柱	1本1年につき
	その他の柱類	1本1年につき
	塔類	占用面積1平方メートル1年につき
水管、下水 道管、ガス 管その他こ れらに類す る施設の設 置	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき
	外径が0.15メー トル	長さ1メートル1年に つき

	トル以上 0. 2 メートル未満のもの	つき	
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 6 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	2 1 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 7 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 3 0
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1, 1 0 0
その他の土地の占用		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	8 5
河川産出物採取料	土砂	1 立方メートルにつき	2 0 0

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

愛知県流水占用料等徴収条例の一部改正及び東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、占用料の額を見直す必要があるからである。

### 2 改正内容

愛知県流水占用料等徴収条例の一部改正及び東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、占用料の額を次のように改めること。（別表関係）

占用等の種類	単位	占用料 (単位 円)	
		改正後	改正前
流水の 占用	鉱工業の用に 供する場合	毎秒1立方 メートル1 年につき	4, 147, 000 4, 147, 000
	その他の場合	毎秒1立方 メートル1 年につき	137, 000 137, 000
柱類及 び塔類 を設置 して占 用する 場合	第1種電柱	1本1年に つき	990 950
	第2種電柱	1本1年に つき	1, 500 1, 500
	第3種電柱	1本1年に つき	2, 000 2, 000
	第1種電話柱	1本1年に つき	880 850
	第2種電話柱	1本1年に つき	1, 400 1, 400

	第3種電話柱	1本1年に つき	1,900	1,900
	その他の柱類	1本1年に つき	88	85
	塔類	占用面積1 平方メート ル1年につ き	185	185
水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する 施設の 設置	外径が0.0 7メートル未 満のもの	長さ1メー トル1年に つき	37	36
	外径が0.0 7メートル以 上0.1メー トル未満のも の	長さ1メー トル1年に つき	53	51
	外径が0.1 メートル以上 0.15メー トル未満のも の	長さ1メー トル1年に つき	79	77
	外径が0.1 5メートル以 上0.2メー トル未満のも の	長さ1メー トル1年に つき	110	100

	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メート ル未満のもの	長さ 1 メー トル 1 年に つき	1 6 0	1 5 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メート ル未満のもの	長さ 1 メー トル 1 年に つき	2 1 0	2 0 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メート ル未満のもの	長さ 1 メー トル 1 年に つき	3 7 0	3 6 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未 満のもの	長さ 1 メー トル 1 年に つき	5 3 0	5 1 0
	外径が 1 メー トル以上のも の	長さ 1 メー トル 1 年に つき	1, 1 0 0	1, 0 0 0
その他の 土地 の占用		占用面積 1 平方メート ル 1 年につ き	8 5	8 5
河川産 出物採 取料	土砂	1 立方メー トルにつき	2 0 0	2 0 0

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。